

租税条約・租税協定の進展状況

(2016年1月1日～2017年2月28日)

Issue 128, March 2017

In brief

2016年1月1日から2017年2月28日までの間に、新たにインド共和国との租税条約改正議定書、ドイツ連邦共和国との改正租税協定、チリ共和国との新租税条約が発効しました。スイス連邦との税務行政執行共助条約に基づく自動的情報交換書簡は2016年12月8日に交換が終わり、税務行政執行共助条約がスイスについて効力を生じる日にその効力が生じることとなります。パナマ共和国との情報交換協定は、2017年2月10日に、その効力発生に必要な相互の通知が終了しており、3月12日に発効します。

日本と台湾政府間では国交がありませんが、2015年11月26日の日台民間租税取決めに規定された内容の実施に係る法律(「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」)が平成28年度税制改正で整備され、2017年1月1日より施行されました。

これにより、2017年2月28日現在発効している、我が国との租税条約・租税協定は67(注)を数え、107カ国・地域(ここには旧ソビエト連邦を構成したロシア等が含まれています)との間に適用されています。なお、既に署名が行われた米国との租税条約改正議定書、スロベニアとの新租税条約、ベルギーとの改正租税条約、ラトビアとの新租税条約、オーストリアとの改正租税条約、及びバハマとの租税協定改正議定書は発効に到っておりません。

(注) 67条約の内訳は、二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を主たる内容とする租税条約が55、租税に関する情報交換を主たる内容とする情報交換協定が10、税務行政執行共助条約(多国間協定)が1、日台民間租税取決めが1。

In detail

1. 租税条約(議定書)・租税協定の発効

2016年1月1日から2017年2月28日までの間に署名・発効に到った租税条約(議定書)・租税協定等は以下のとおりです。

(1) 租税に関する二重課税の回避および脱税の防止を主たる目的とする租税条約・租税協定、租税条約・租税協定に関する交換書簡

相手国	発効日 (適用日)	条約名または協定名	投資所得に対する源泉地国課税の軽減または免除		
			配当	利子	使用料
インド	2016年 10月29日 (2017年 1月1日)	「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書」(注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・利子免税の対象機関に、独立行政法人日本貿易保険(NEXI)、インド総合保険公社、ニューインディア保険会社を追加 ・国際標準に沿った情報交換規定の改正 ・徴収共助制度 		

相手国	発効日 (適用日)	条約名または協定名	投資所得に対する源泉地国課税の軽減または免除		
			配当	利子	使用料
ドイツ	2016年 10月28日 (2017年 1月1日)	「所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定」(注2)	免税(持株割合25%以上・保有期間18月以上の法人株主)、5%(持株割合10%以上・保有期間6月以上の法人株主)、15%(その他)	免税(現条約では国債等の利子のみ免税)	免税
			<ul style="list-style-type: none"> ・帰属主義に基づく事業所得課税 ・相互協議手続に係る仲裁制度 ・移転価格課税の対応的調整に関する規定 ・情報交換規定 ・徴収共助制度 ・両国間で課税上の取扱いが異なる団体に関する規定 ・匿名組合契約に係る所得課税 ・条約濫用防止規定 		
台湾	2015年 11月26日 (2017年 1月1日)	「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」(注3)	10%	免税(政府、中央銀行等)、10%(その他)	10%
			<ul style="list-style-type: none"> ・PE 帰属所得に対する課税 ・相互協議規定 ・移転価格課税の対応的調整に関する規定 ・情報交換規定 		
チリ	2016年 12月28日 (2017年 1月1日)	「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約」(注4)	5%(議決権割合25%以上・保有期間6月以上) 免税(年金基金受取) 15%(その他) チリ支払分については国内法どおり(実質負担税率は約10%)	4%(銀行等)、10%(その他) 「その他」については発効後2年間は15%	2%(設備)、10%(その他)
			源泉地国法人の資本の20%以上に相当する株式及びその他の株式の譲渡収益に対して源泉地国において課税(その他の株式については限度税率16%) 年金基金が取得するものについては免税		
			<ul style="list-style-type: none"> ・帰属主義に基づく事業所得課税 ・条約の特典の濫用防止 ・相互協議手続に係る仲裁制度 ・移転価格課税の対応的調整に関する規定 ・情報交換規定 		

詳細につきましては、以下、財務省ウェブサイト等をご参照ください。

(注1) http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/20160930in.htm

(注2) http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/20160930de.htm

(注3) http://www.koryu.or.jp/ez3_contents.nsf/Top/8E4E559486B6799249257F090007B757

(注4) http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/20161228cl.htm

(2) 租税に関する情報交換を主たる目的とする租税協定及び交換公文

相手国	発効日 (適用日)	協定名または議定書名	主たる内容
スイス連邦	税務行政執行 共助条約の スイスでの 発効日	「租税に関する相互行政支 援に関する条約第六条の 規定に基づく自動的な情報 の交換に関する日本国政 府とスイス連邦政府との間 の交換公文」(注 5)	2017 年以後の課税期間等に関する金融口座情報を 2018 年から自動的に交換
パナマ 共和国	2017 年 3 月 12 日 (2017 年 3 月 12 日)	「租税に関する情報の交換 のための日本国政府とパ ナマ共和国政府との間の 協定」(注 6)	OECD が策定した国際基準に基づく金融口座の情報交 換に必要な自動的な情報交換を含む両税務当局間におけ る実効的な情報交換

(注 5) http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/20161209ch.htm

(注 6) http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/20170213pa.htm

2. 租税条約(議定書)・租税協定の署名等

2017 年 2 月 28 日現在、署名等が行われているものの、締結国の国内手続きが完了していないため、まだ発効していない条約(議定書)等は下記のとおりです。

(1) 租税に関する二重課税の回避および脱税の防止を主たる目的とする租税条約(議定書)・租税協定

相手国	署名日	条約名または協定名	投資所得に対する源泉地国課税の軽減または免除		
			配当	利子	使用料
米国	2013 年 1 月 24 日/25 日 (未発効)	「所得に対する租税に関す る二重課税の回避及び脱 税の防止のための日本国 政府とアメリカ合衆国政府と の間の条約を改正する議定 書」(注 7)	免税(議決権株 50%以上、 保有期間 6 ヶ月以上の法 人株主)	原則免税	(現行条 約で免 税)
スロベニア	2016 年 9 月 30 日 (未発効)	「所得に対する租税に関す る二重課税の除去並びに 脱税及び租税回避の防止 のための日本国とスロベニ ア共和国との間の条約」 (注 8)	5%	免税(政府受取 等) 5%(その他)	5%
			(現行からの改正点) ・相互協議手続きにおける仲裁制度の導入 ・徴収共助の(対象税目の)拡充		
ベルギー	2016 年 10 月 12 日 (未発効)	「所得に対する租税に関す る二重課税の除去並びに 脱税及び租税回避の防止 のための日本国とベルギー 王国との間の条約」(注 9)	免税(議決権割合 10%以 上・保有期間6月以上) 免税(年金基金受取) 10%(その他)	免税(企業間受 取等) 10%(その他)	免税
			(現行からの改正点) ・条約の特典の濫用防止 ・相互協議手続きにおける仲裁制度の導入 ・徴収共助制度		
ラトビア	2017 年 1 月 18 日 (未発効)	「所得に対する租税に関す る二重課税の除去並びに 脱税及び租税回避の防止 のための日本国とラトビア 共和国との間の条約」 (注 10)	免税(個人以外受取) 10%(その他)	免税(個人以外 受取) 10%(その他)	免税
			(現行からの改正点) ・PE 帰属所得に対する課税 ・条約の特典の濫用防止 ・相互協議規定及び仲裁制度 ・移転価格課税の対応的調整に関する規定 ・情報交換規定		

相手国	署名日	条約名または協定名	投資所得に対する源泉地国課税の軽減または免除		
			配当	利子	使用料
オーストリア	2017年 1月30日 (未発効)	「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の条約」(注11)	免税(議決権割合10%以上・保有期間6月以上) 免税(年金基金受取) 10%(その他)	免税	免税
			(現行からの改正点) ・条約の特典の濫用防止 ・相互協議手続における仲裁制度の導入 ・情報交換の拡充 ・徴収共助制度		

(注7) http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/250125us.htm

(注8) http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/20160930si.htm

(注9) http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/20161012be.htm

(注10) http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/20170118lv.htm

(注11) http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/20170131at.htm

(2) 租税に関する情報交換を主たる目的とする租税協定の改正議定書

相手国	発効日 (適用日)	協定名または議定書名	主たる内容
バハマ	2017年 2月10日 (未発効)	「脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定を改正する議定書」(注12)	2011年に発効した現行協定を改正し、OECDが策定した国際基準に基づく金融口座の情報交換に必要な自動的 情報交換の条項を導入

(注12) http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/20170210bs.htm

3. 租税条約・租税協定の交渉開始

2017年2月28日現在、署名に至っていない条約等は下記のとおりです。

相手国	主たる内容
エストニア	新たな租税条約の交渉を開始(2016年8月8日)し、現在も交渉中。
リトアニア	新たな租税条約の締結に向けた政府間交渉は2016年12月28日に実質合意(注13)に至り、現在も交渉中。

(注13) http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/20161228lt.htm

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話：03-5251-2400(代表)

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

川崎 陽子

03-5251-2450

yoko.kawasaki@pwc.com

パートナー

鬼頭 朱実

03-5251-2461

akemi.kitou@jp.pwc.com

ディレクター

荒井 優美子

03-5251-2475

yumiko.arai@pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 590 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義)としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 223,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2017 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。